

運搬災害の防止

- (1) クレーン、玉掛作業を行うときは、次のことを守る。
 - クレーンや吊り具は吊り荷の重量、形状に合ったものを正しく選び、使用前点検を確実にを行う。
 - 玉掛合図は大きく、はっきり行う。
 - 吊り荷の下に入らないと共に吊り荷の下及び周囲の人払いを確実にを行う。
 - 吊り荷にはむやみに手をふれない。
- (2) 車両を使用して物を運搬するときは、荷崩れ及び落下しないよう十分に固縛する。
- (3) 人力により重い物を運搬するときは、無理をせず共同で行う。
- (4) 手で重いものを持つときは、できるだけ品物を体に近寄せて持つ。

整理整とん清掃

- (1) 作業場は常に整理整とん、清掃に心がける。
- (2) 安全通路、階段、クレーン等の軌道付近に物を置かない。
- (3) 電線、ホース類は通行を妨げないように布導する。
- (4) スクラップ、ゴミ、油ボロ等はそれぞれの容器に分けて入れる。
- (5) 材料・治工具などは、それぞれの定められた場所に直角・平行に置く。
- (6) 足場器材、工器具、部品類等の不用器材は所定の場所にもどしておく。
- (7) 床面に油をこぼしたときはよくふきとる。
- (8) 非常口、スイッチ、担架、消火器、消火栓等の付近には物を置かない。

感電災害の防止

- (1) 電気作業を行うときは、次のことを守る。
 - ぬれた手で行わない。
 - 作業前に元スイッチを切ると共にスイッチに作業者名、作業内容、作業期間を表示する。
 - 裸電線、被覆が破損した電線は使用しない。
 - スイッチ、コンセントに無理な配線をしてしない。
- (2) 溶接作業を行うときは、次のことを守る。
 - ぬれた手や服装で行わない。
 - 溶接機の自動電撃防止器は作業前に作動を点検する。
 - ホルダーの絶縁カバーが破損したものは使用しない。

- ホルダーに溶接棒をつけたまま放置しない。
- (3) 電気機械器具等を使用するときは、アースを確実に設置する。
- (4) 作業終了時や停電時は必ずスイッチを切る。
- (5) 故障、危険、開閉禁止等の標示のスイッチには絶対ふれない。

造船所で働く皆さんの安全衛生チェックポイント



全国造船安全衛生対策推進本部
 (社)日本造船工業会
 (社)日本中型造船工業会
 (財)日本小型船舶工業会
 (社)日本造船協力事業者団体連合会



作成61.2



誓いのことば

今日も一日、無事故を願い
 私自身のため、家族のため
 すべての人々のために、決めたことは必ず守り、安全作業をすることを誓います。



基本事項

- (1) 乱れた服装で作業をしない。
- (2) 安全帽、安全靴、マスク、メガネ、耳栓等の保護具は正しく確実に使用する。特に安全帽のあごひもはしっかりしめる。
- (3) クレーン、フォークリフトの運転、玉掛合図等資格を要する作業は、無資格者は行わない。
- (4) 喫煙は指定の場所で行い、歩行中及び作業中は、くわえタバコをしない。
- (5) 火気厳禁、立入禁止等の標識を守る。
- (6) 設備、工器具、器材は使用前に点検し、安全を確認してから使用する。
- (7) 作業中、危険を感じたときは、直ちに作業を中止し、関係者に連絡する。
- (8) 避難通路や避難方法については万一のことを考え、作業前によく確かめる。

爆発・火災・中毒災害の防止

- (1) 火気作業を行うときは、次のことを守る。
 - ガス器具、ボンベのガス漏れはないか点検する。
 - 周囲と裏側に可燃物、引火物がないことを確認する。
 - 消火器、消火ホース、火受け等を設置し、必要により見張人を配置する。
- (2) 火気作業終了後は、残り火の後始末を確実にを行う。
- (3) 塗装作業を行うときは、次のことを守る。
 - トラロープ等で火気厳禁区域を設定する。
 - 作業期間や火気厳禁及び立入禁止の表示をする。
 - 周辺又は裏側で火気作業を行っていないか十分に確認する。
 - 狭い場所で行う場合は換気を十分にを行い随時ガス検知を行う。

- 又、必要数消火器を準備する。
 - エアラインマスク又は有効な保護マスクを使用する。
 - 塗装用スプレーポンプ(吹付機)を使用するときは、アースを確実に設置する。
 - 照明は防爆灯を使用する。
- (4) タンクや容器等の中で作業をする場合は、次のことを守る。
 - 酸素欠乏、爆発性ガス、有害ガスがないかガス検知を行い安全を確認する。
 - 又、ガス検知の結果等は入口に必ず表示する。
 - 換気を十分に行うと共に必要により見張人を配置する。
 - (5) 塗料、油等の引火物は一定の場所に保管し、消火器を設置すると共に火気厳禁の表示をする。

墜落災害の防止

- (1) 高所作業(2M以上)を行うときは、必ず安全帯を装着し、確実に使用する。
- (2) 架設の足場等には必ず手すりを設置する。又、足場、手すり、梯子等は作業前に点検し、使用する。
- (3) 足場、手すり、梯子等は無断で変更したり取外さない。
- (4) マンホールやハッチ等の開口部付近で作業するときは、手すり、柵、ふた等で墜落防止措置を行う。
- (5) 足場等へのとび乗り、とび降りはしない。
- (6) 手に物を持って梯子を昇降しない。
- (7) 手すりや親綱等の安全帯をとる設備がないところでは、安全帯取付治具を携帯し、使用する。

飛来落下災害の防止

- (1) 足場上には、不用なものは置かない。止むを得ず置く場合は、固縛等の落下防止措置を講ずる。
- (2) 高所から物を投げない、落さない。
- (3) タラップの昇降口や開口部付近に物を置かない。
- (4) 上下同時作業をやむを得ず行うときはよく連絡をとり危険のないことを確認する。
- (5) 長いものは立てかけない。不安定なものには金矢、木矢、枕木等を使い、倒れ止め、荷くずれ等の防止をする。
- (6) 治工具類は飛来又は落下しないようにロープ等で強固なものに固縛する。
- (7) 物が飛来又は落下の恐れのある場合はトラロープ等で区域内立入禁止の措置を行う。